HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	詐欺罪における処分行為に関する比較法研究 ： 詐欺罪と窃盗罪の区別を中心に［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	呉, 栄富
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第16068号
Issue Date	2024-09-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/93333
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Wu_Rongfu_review.pdf, 審査の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学 位 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称：博士（法学）　　氏名：呉　栄富

審査担当者
主査　教　　授　　小名木　明宏
副査　特任教授　　城下　裕二
副査　教　　授　　松尾　誠紀

学位論文題名

詐欺罪における処分行為に関する比較法研究
---詐欺罪と窃盗罪の区別を中心に---

本論文は、窃盗罪と詐欺罪の区別を中心に、詐欺罪における処分行為という要件を比較法の見地から検討するものである。

第一章では、現代社会において、処分行為の理論をどのように理解すべきかを検討し、詐欺罪と窃盗罪を区別するための処分行為の判断基準を明らかにするとして問題提起している。

第二章では、ドイツ、日本および中国の詐欺罪と窃盗罪の基本内容を概観し、三か国の詐欺罪において、最も異なるのは「財産的損害」という要件であることを示す。

第三章では、まず、窃盗罪と詐欺罪の関係について、他者損害型犯罪である窃盗罪と、自己損害型犯罪である詐欺罪には本質的な違いがあり、詐欺罪としての処分行為が肯定されれば窃盗罪における窃取行為が成立する余地はなくなり、両罪が排斥関係に立つものであり、同時に成立することはないということを示し、そして、処分行為が持つ窃盗罪と詐欺罪の区別機能、および詐欺罪の各要件を接続する機能を確認し、さらに、処分行為の成立要件を二者間の詐欺と三角詐欺に分けて論じる必要があることを示す。

第四章では、二者関係における処分行為の成立要件の検討を行なっている。まず、処分行為の客観的な成立要件である直接性の要件については、デジタル化・オンライン決済時代においては、これが支持さるべきであるとしている。次に、処分行為の主観的な成立要件については、処分意思必要説こそが、窃盗罪と詐欺罪を区別し、詐欺罪の自己損害の本質に即していて、支持さるべきであるとする。他方で、その認識の程度については、自己損害を表せる程度の被害者の認識で足りるとし、被害者が財産の性質について外形的な認識があれば、自己損害となり、処分行為が成立するとしている。

第五章では、三角詐欺における処分行為の検討を行い、被欺罔者と処分行為者の同一性について、三角詐欺において権限説を採用するか陣営説を採用するかに関係なく、関係者（被欺罔者と処分行為者）が被害者と何らかの特別な関係を持っている限り、その人の行為の結果は被害者に帰することができ、詐欺罪が成立すると主張する。他方で、従来からの通説的理解である被欺罔者と処分行為者の同一性については、これを別人であってもよいとの解釈を示し、その理論的根拠として陣営説を支持している。

このように本論文は、詐欺罪における処分行為の問題をドイツ、中国、日本と三か国の法制度について網羅的に検討し、それぞれに特有の問題を抽出して詐欺罪における処分行為の持つ意義を再検討するものである。

ドイツ刑法の詐欺罪の解釈は、日本刑法、中国刑法の解釈において、少なからぬ影響力を持っており、大枠において共通する部分も多いが、その条文の違いもあり、統一した解釈基準が形成されているわけではない。本論文はその点も意識して、三か国における解釈の違いに配慮しながら、詐欺罪と窃盗罪との法的関係、客観的要件としての直接性要件、主観的要件としての処分意思の要否と内容、三角詐欺の法的構成と根拠づけを論じながら、デジタル化社会における新しい犯罪現象への対応を試みる。とくに、三か国の判例を広く取り扱っており、解釈における具体的な問題点を各国の裁判所と学説がどのように意識してきたかを詳細に紹介している。これらを考慮すると、意欲的な論文であると評価できる。

他方で、本論文に対しては、①法制度の異なる三か国の比較について、各国の相違は理解できるものの、それらの相互の関係性についての分析は必ずしも十分ではない、②処分行為を窃盗罪との区別という専らミクロ的な観点から取り上げているような印象を受け、構想がダイナミックさに欠ける、③窃盗罪と詐欺罪の関係性について、消去法的に通説を支持するのみで、積極的な根拠づけは行われていない、④処分意思の内容に関して「財産の性質についての外形的な認識」があれば足りるとする主張に対しては、そこでいう「性質」「外形性」の内実になお不明確な点が残されており、一義的な結論を導くのは難しいのではないか等の指摘がなされ、これらについては口頭試問でも議論が交わされた。

このような個々の問題点の指摘があるものの、総合的に見ると、本論文はドイツ、中国、日本と三か国を鳥瞰する比較法的な見地からの網羅性、詐欺罪が持つ現代的な意義の重要性とそれに対する問題関心の広さを備えていることからも高く評価することができる。よって、博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものとして、合格と判断した。